

令和 7 年 3 月 19 日

令和 7 年度 飼料需給計画の策定について

政府は、飼料の需給及び価格の安定を図るため、輸入飼料の買入、売渡等を行っています。

「飼料需給計画」は、飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）第 3 条の規定に基づき、農林水産大臣が毎年定めるもので、この計画に基づき輸入飼料（大麦及び小麦）の買入及び売渡が行われます。

「令和 7 年度 飼料需給計画」を次のように策定しました。

令和 7 年度 飼料需給計画

（単位：千トン）

	令和 6 年度末 保 管 数 量	買 入 数 量	売 渡 数 量	令和 7 年度末 保 管 数 量
飼 料 大 麦	0	5 0	5 0	0
飼 料 小 麦	0	2 0 0	2 0 0	0
計	0	2 5 0	2 5 0	0

注：民間による輸入量は含まれません。